

教育委員会の権限事務に関する教育長の臨時代理（令和3年度における会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の特例に関する規程）

総務課

令和3年度における会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の特例に関する規程について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和3年10月22日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により制定したので、同条第2項の規定により報告する。

1 訓令の概要（令和3年度における会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の特例に関する規程）

会計年度任用職員の夏季休暇取得期間に関し必要な事項について定める訓令。

2 制定の経緯及び必要性

新型コロナウイルス感染症が拡大する中、本務職員については、令和2年度と同様に夏季休暇の取得期間の特例を設ける規則が制定された。

会計年度任用職員についても、同様に、本来なら6月から10月までとなっている夏季休暇の取得期間に加えて、令和4年3月までの期間についても夏季休暇を取得可能とする特例を設ける規程を制定する必要がある。

3 制定の概要

会計年度任用職員の夏季休暇の取得期間に関し必要な事項について定める。

4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公布日 令和3年10月26日

施行年月日 令和3年10月26日

5 根拠法令

- (1) 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則
- (2) 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程
- (3) 外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程

6 添付資料 別添のとおり

沖縄県教育委員会訓令第10号

令和3年度における会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の特例に関する規程を次のように定める。

令和3年10月26日

沖縄県教育委員会
教育長 金城 弘 昌

令和3年度における会計年度任用職員の年次休暇以外の有給休暇の特例に関する規程

次に掲げる訓令の規定の適用については、令和3年度にあつては、「1の年の6月から10月までの期間」とあるのは、「令和3年6月から令和4年3月までの期間」とする。ただし、令和3年6月から同年10月までの全期間を休業、退職、停職、休暇又は欠勤のため勤務しなかつた者並びに同年11月1日以後に採用された会計年度任用職員及び外国語指導助手については、この訓令の規定は、適用しない。

- (1) 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）第10条第10号
- (2) 外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程（令和2年沖縄県教育委員会訓令第3号）第9条第9号

附 則

この訓令は、令和3年10月26日から施行する。

<参照条文>

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則

(年次休暇以外の有給休暇)

第7条 任命権者は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

(10) 6月以上の任用の期間が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員(週以外の期間によって勤務日数が定められている職員で1年間の勤務日数が47日以下であるものを除く。)が夏期における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の6月から10月までの期間内における3日の範囲内の期間

○訓令

(1) 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程(平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号)第10条第10号

(年次休暇以外の有給休暇)

第10条 所属長は、会計年度任用職員が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

(10) 6月以上の任用の期間が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員(週以外の期間によって勤務日数が定められている職員で1年間の勤務日数が47日以下であるものを除く。)が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の6月から10月までの期間内における3日の範囲内の期間

(2) 外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程(令和2年沖縄県教育委員会訓令第3号)第9条第9号

(年次休暇以外の有給休暇)

第9条 所属長は、外国語指導助手が次の各号のいずれかに該当し、休暇を請求した場合は、当該各号に定める期間の有給の休暇を与えるものとする。

(9) 6月以上の任用の期間が定められている外国語指導助手又は6月以上継続勤務している外国語指導助手が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の6月から10月までの期間内における3日の範囲内の期間

<参考>

沖縄県人事委員会規則第9号

令和3年度における特別休暇の特例に関する規則

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号)第8条の2第2項の規定の適用については、令和3年度にあっては、同項中「一の年の6月から10月までの期間」とあるのは、「令和3年6月から令和4年3月までの期間」とする。ただし、令和3年6月から同年10月までの全期間を休業、退職、停職、休暇又は欠勤のため勤務しなかった者及び同年11月1日以後に新たに職員となった者については、この規則の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、令和3年10月26日から施行する。